

杉並区告示第391号

杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号。以下「条例」という。）第7条の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）を次のように延長する。

令和8年8月28日

杉並区長 岸本 聡子

特別区税（以下「区税」という。）の納税者及び特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）であって、住所又は居所の所在地（納税者等が法人であるとき又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるものであるときは、その本店又は主たる事務所若しくは事業所の所在地）が次の表に掲げる地域にあるものに係る納期限等のうち、当該区税の納期限等が令和8年7月28日以降に到来するものについては、その納期限等を別に杉並区告示で定める期日まで延長する。

指定地域
熊本県八代市 宇土市 宇城市 八代郡氷川町